

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成39年12月31日まで)

秋本生企第826号 務 第768号
刑企第183号 交企第241号
備一第158号

平成29年9月22日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

認知症等高齢者支援情報提供要綱の制定について（例規）

認知症等高齢者のはいかい及び行方不明事案による各種事故・事案の未然防止を目的に、別添「認知症等高齢者支援情報提供要綱」を制定し、10月1日から運用することとしたので、各部門の緊密な連携の下、効果的な運用に努められたい。

別添

認知症等高齢者支援情報提供要綱

1 趣旨

この要綱は、認知症等高齢者のうち支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）を取り扱った場合において、当該支援対象者が居住する市町村（以下「居住先市町村」という。）に対して行う支援対象者に係る支援に資する情報（以下「支援情報」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症等高齢者 認知症又はその疑いがある65歳以上の者をいう。

3 支援対象者

支援対象者は、警察署において保護又は行方不明事案等として取り扱った認知症等高齢者（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項第1号の規定に基づく保護の対象となる精神錯乱のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条の規定に基づき通報したもの及び秋田県警察の保護取扱いに関する訓令（昭和56年秋田県警察本部訓令第2号）第13条に基づき引き継いだ者を除く。）のうち、秋田県内に居住する者とする。

4 警察署長の措置

警察署長は、支援対象者について、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 支援対象者又はその家族に対し、認知症等高齢者支援情報提供の趣旨及びその内容について教示するとともに、居住先市町村への支援情報の提供の可否や支援の希望を確認するものとする。
- (2) 前記(1)により確認した結果、支援情報の提供について同意が得られた場合は、支援情報提供書（別記様式）を作成の上、速やかに居住先市町村に送付する。
- (3) 支援対象者又はその家族の同意の意思が明らかでない場合は、原則として、支援情報の提供は行わないものとする。

長 様

警察署長 印

認知症等高齢者支援情報提供書

次のとおり、情報を提供します。

記

支援対象者	住居地				
	ふりがな氏名		性別	男 ・ 女	
	年 齢	歳 (年 月 日生)			
	掛かり付け病院				
	家族構成				
	電 話	(自宅)	(携帯)		
情報提供者 同意者 (同意が本人 の場合は省 略)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	住居地				
	ふりがな氏名		年齢	続柄	
	電 話	(自宅)	(携帯)		
認知日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分				
認知場所					
認知種別	<input type="checkbox"/> 保護 <input type="checkbox"/> 行方不明 (発見) <input type="checkbox"/> その他 ()				
症 状	<input type="checkbox"/> 住所、氏名、生年月日等言えず <input type="checkbox"/> 会話不成立 <input type="checkbox"/> 記憶障害 <input type="checkbox"/> 虚言妄想 <input type="checkbox"/> はいかい <input type="checkbox"/> その他 ()				
希望する支援の内容等	<input type="checkbox"/> 訪問 (見守り) 活動 <input type="checkbox"/> 介護施設への入所 <input type="checkbox"/> ディサービス等の利用 <input type="checkbox"/> 医師の診察 <input type="checkbox"/> 相談その他 ()				
備 考			整理番号	年 第 号	

- 注：1 宛先は、支援対象者の住居地の市町村の長とすること。
 2 各欄の□については、該当する項目にレ印を付けること。
 3 希望する支援の内容等欄については、支援対象者又はその家族が希望する支援の内容について記載すること。
 4 情報提供について同意が得られた場合、原則として、同意書を徴すること。